

第 10 - 007 号

2010 年 5 月 11 日

各 位

西武鉄道株式会社

当社社員による不正乗車防止システムの業務外の解除ならびに不正乗車について

西武鉄道株式会社（本社：埼玉県所沢市・社長：後藤高志）では、複数の社員が定期乗車券の不正乗車防止システム(※)を業務外で解除しており、そのうち一部の社員が当社線以外の鉄道会社において不正乗車をしていたことが判明しました。

お客さまをはじめ、関係者の皆さまに多大なるご迷惑をおかけしましたことと信用を失墜させる事態を引き起こしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、事態を厳粛に受け止め、厳正な処分、および再発防止に努めてまいり所存です。

詳細は下記のとおりです。

※不正乗車防止システム・・・目的地までの乗車券を正しくお求めいただく事を目的に、切符や定期乗車券で自動改札機を通過する際、入場・出場情報を切符や定期乗車券内に記録し、入場・出場の順の使用状況をチェックするシステム。

記

1. 業務外で解除をしていた社員

29 人

2. 不正乗車をしていた社員と不正乗車運賃

(1) 不正乗車をしていた社員 19 人

(2) 不正乗車運賃 合計 1,550,810 円

3. 不正乗車の方法

「6. 概要」に記載しましたとおりです。

4. 判明の経緯

2010 年 4 月 17 日（土）、当社社員より、支給した通勤定期乗車券の不正乗車防止システムを業務外で解除した、との申し出があり、通勤定期乗車券を支給している全社員（618 人）に対して調査を実施したところ、上記 29 人が業務外で解除を行っており、うち 19 人が当社線以外の鉄道会社において不正乗車をしていた事実が判明いたしました。

5. 調査内容

通勤定期乗車券を支給している全社員（618人）の通勤定期乗車券が当社に申請している区間と同じであること、およびその定期乗車券の情報が業務外で解除されていないかを確認するとともに、業務外で解除していた者から解除目的の聞き取り調査を実施しました。

6. 概要

(1) ケース 1

当社から支給された通勤定期乗車券を払い戻して、職場最寄りの他社線駅から隣駅までの通勤定期乗車券1枚と自宅最寄りの他社線の駅から隣駅までの通勤定期乗車券1枚を購入。購入した2枚の通勤定期乗車券を業務外で解除して不正乗車していたケース。

(2) ケース 2

他社線の乗車駅で初乗り運賃相当額の片道乗車券を購入する等で入場し、他社線の下車する駅で業務外で解除した通勤定期乗車券で出場して、乗車区間の正当運賃を払わないケース。

(3) ケース 3

業務外で解除した定期乗車券の券面に表示された経路以外の経路を乗車していたケース。

7. 処分

社内規則に則り厳正に処分します。

8. 再発防止策

(1) 社員へのコンプライアンス意識向上の徹底を図り、再発防止、および信頼回復に努めてまいります。

(2) 不正乗車防止システムの解除を行う際は、その都度、記録簿に解除を行った事実の記入を行うとともに、駅長が毎日、駅務機器から解除した件数のデータを出力して記録簿の記載内容と照合します。

(3) 不正乗車防止システムの解除を行う駅務機器において、再発防止のための改善について検討します。

(4) 通勤用定期乗車券を継続購入した際に、管理者に提示することに加え、購入する直前に、その時点で所持している定期乗車券を管理者に提示をして、その定期乗車券を購入したときと変更がないことを確認します。

以上